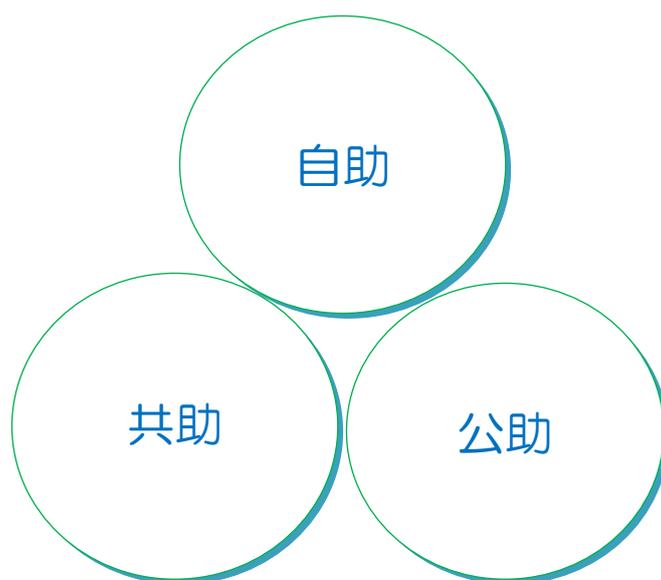


みやぎ学校安全推進計画

～命を守るために～



平成29年11月

宮城県教育委員会

はじめに

東日本大震災直後、子供たちの存在は希望の象徴でした。子供たちが家族や周囲のために水を運び、炊き出しや力仕事を行う、そのような姿に周囲は励まされ、元気づけられました。また、大人たちも秩序正しい姿勢を貫き、世界中から称賛されました。しかし、それらの振る舞いは、我々日本人にとっては、決して特別なことではなく、日常的なごく普通のことでした。非常時においてもこのように行動規範を守ることができたのは、私たちが日ごろから家庭や学校において行ってきた不断の教育の賜であり、「教育の力」の重要性を改めて実感する場面となりました。

一方において、今回の震災により、私たちは「命」を守る教育のあり方について改めて考えさせられました。学校教育において、さまざまな危険から次世代を担う子供たちを守るために、一層の創意工夫が求められています。

県教育委員会では、東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、平成24年10月に「みやぎ学校安全基本指針」を策定し、その後も、副読本を作成するなどして防災教育の充実を図って参りました。

また、国においては、平成24年4月に策定された「学校安全の推進に関する計画」に基づくこれまでの取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、平成29年3月には「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定されました。

本県では、こうした国の動きや子供たちを取り巻く環境の変化、本県における事件・事故・災害等の発生状況を踏まえ、防災教育を中心に据えながら、交通安全、生活安全も加えた学校安全3領域について、「みやぎ学校安全基本指針」を具現化し、子供たち自身が危険を回避する力を身に付けることができるよう、このたび「みやぎ学校安全推進計画」を策定いたしました。

本計画は、平成29年度から平成33年度までの今後5年間の学校安全推進に係る施策の基本的な方向と具体的な方策について明らかにしたものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すこととしております。

本計画をもとに、県教育委員会、市町村教育委員会及び各学校が、保護者、地域、関係機関等と連携しながら、児童生徒等の育成に関わる全ての関係者ととも一体となって実効性のある学校安全を推進してまいりたいと考えております。

未来への希望である児童生徒等が自らの命を守るとともに、他者や社会の安全に貢献できる人となることを心から願うものであります。

平成29年11月

宮城県教育委員会 教育長 高橋 仁

みやぎ学校安全推進計画 目次

はじめに

I 本県における児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

- 1 学校安全に関するこれまでの取組 1
- 2 これまでの取組を踏まえた課題 2

II 本県における今後の学校安全の推進の方向性

- 1 目指す姿 5
- 2 「みやぎ学校安全推進計画」に基づく学校安全の総合的かつ効果的な
取組の推進 5
- 3 施策と目標 6

III 学校安全を推進するための方策

- 1 学校安全に関する組織的取組の推進 7
 - (1) 学校における人的体制の整備
 - (2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底
 - (3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実
- 2 安全に関する教育の充実方策 11
 - (1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な
安全教育の推進
 - (2) 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実
 - (3) 現代的な諸課題への対応
- 3 学校の施設及び設備の充実 15
 - (1) 学校施設の安全確保
 - (2) 学校における防犯及び非常時の安全に関わる設備の整備充実

4	学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故防止	17
	(1) 学校における安全点検	
	(2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	
5	家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	20
	(1) 家庭、地域との連携・協働の推進	
	(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	
6	東日本大震災の教訓の継承	23

IV 参考指標

・「第2次学校安全の推進に関する計画」（文部科学省平成29年3月策定） の各施策目標に掲げられた数値の全国との比較	27
--	----

V 参考資料

・後世に伝えたい「8つ」の教訓 （「みやぎ学校安全基本指針」平成24年10月策定）	31
・大川小学校事故防止のための対策に関する『24の提言』 （大川小学校事故検証委員会報告平成26年2月報告）	32

I 本県における児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

- 1 学校において計画的・継続的に安全教育を行うため、学校安全3領域（災害安全・交通安全・生活安全）を網羅した本県独自の指針。



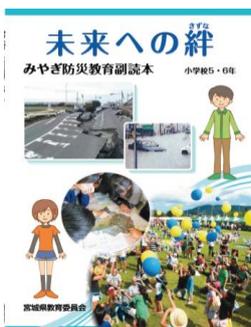
「みやぎ学校安全基本指針」
【県教育委員会】

- 2 各学校の「学校防災マニュアル」作成ポイントを示したガイド。



「学校防災マニュアル作成ガイド」
【県教育委員会】

- 3 児童生徒等の防災意識の内面化を図るために作成した防災教育副読本。



副読本『未来への絆』
小学校5、6年版
【県教育委員会】

1 学校安全に関するこれまでの取組

- 本県では、東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、平成24年10月に「みやぎ学校安全基本指針」¹（以下「指針」という。）と「学校防災マニュアル作成ガイド」²（以下「マニュアル作成ガイド」という。）を作成した。さらに平成25年度から平成27年度にかけて「みやぎ防災教育副読本『未来への絆』」³（以下「副読本」という。）を児童生徒等の発達段階ごとに作成し、学校における安全管理体制の強化や児童生徒等の防災意識の向上に努めてきた。
- 本県では全国に先駆け、平成24年度から県内全ての公立小学校・中学校・高等学校に「防災主任」を校務分掌として位置付け、日頃から児童生徒等への防災教育を推進するとともに地域や家庭と連携した防災体制の強化を図ってきた。また、防災主任の中心的役割を担う「防災担当主幹教諭」を配置し、地域の防災教育の拠点校として、学校と地域内の関係機関等が一体となった防災教育の推進を図ってきたが、近年の児童生徒等の安全を脅かす事件・事故・災害等に対応するため、平成28年度から「安全担当主幹教諭」に名称を変更し、学校安全3領域（災害安全・交通安全・生活安全）、いじめ・不登校・心のケアにおける地域と連携した取組の推進など、役割の拡充を図った。
- 各学校においては、児童生徒等の安全を脅かす事件・事故・災害等に対応して、災害安全では、学校教育活動全体を通じて、訓練等を含めた実践的な取組、地域の特性を踏まえた学校施設整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進されてきた。また、交通安全及び生活安全では、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための安全点検や見守り活動、教育活動中の事故防止、不審者侵入に対応した危機管理マニュアルや防犯設備の整備、訓練の実施等の課題に応じた対策が推進されてきた。

- 4 上：東日本大震災前の大川小学校
下：東日本大震災後の大川小学校



【写真：県教育委員会】

- 5 福島県沖において、M7.4最大震度5弱の津波を伴う地震が発生。

- 6 蔵王山



【写真：宮城県】

- 7 渋井川氾濫の様子



【写真：宮城県】

- 8 国の交通安全基本計画に基づき10次にわたる「宮城県交通安全基本計画」が作成され、市町村、関係機関、団体と緊密な連携の下に交通安全対策が実施されている。

- 9 「子供の交通事故発生状況」

- 10 「高校生の交通事故発生状況」

- 11 「自転車の交通事故発生状況」から

区分	小学生	中学生	高校生
死傷者数	62	53	179
死者数	0	0	0
負傷者数	62	53	179

【宮城県警察本部】

2 これまでの取組を踏まえた課題

【学校安全3領域の課題】

【災害安全】～東日本大震災の教訓から～

- 平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震とその後発生した大津波により、362名の園児・児童・生徒及び19名の教職員の尊い命が犠牲（行方不明者含む）となった。特に、石巻市立大川小学校⁴では、児童74名、教職員10名が避難中に津波の犠牲となった。今、この東日本大震災の厳しい教訓を忘れることなく、二度と犠牲者を出さない徹底した学校防災の対策が求められている。
- この地震による津波により東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、甚大な被害をもたらした。原子力災害が起こった際に迅速な対応がとれるよう、学校と行政や地域が連携した避難方法等の在り方が課題となっている。
- 東日本大震災の余震は、いまだに続いており、平成28年11月22日に発生した福島県沖を震源とする地震⁵では、県内各地で津波が観測されるなど、今後も大規模な地震や津波が発生する恐れがあり、常に高い防災意識を持ち続けなければならない。
- 平成27年4月には、蔵王山噴火警報⁶（火口周辺）の発表、同年9月には関東・東北豪雨により多くの被害⁷が発生するなど、県内どの地域においても自然災害が起こり得る状況にあることから、その対策が急務となっている。

【交通安全】

- 交通安全については、「宮城県交通安全基本計画」⁸に基づき、昭和46年から、児童生徒等の交通安全対策を行っており、平成28年からは、第10次交通安全基本計画に基づいて実施してきている。県内の交通事故は減少傾向にあるが、成人も含めた平成28年の発生件数は約8千件で、死者が71人、負傷者が約1万人⁹となっている。子供の交通事故（未就園児、園児、小学生及び中学生が死傷した交通事故）による死者は3人、負傷者は581人、高校生の交通事故による死者は0人、負傷者は293人¹⁰となっている。また、高校生の自転車乗用中の事故負傷者は179人¹¹となっており、その事故防止が喫緊の課題となっている。

12 宮城県警では、自転車の交通ルールの徹底を図るため、自転車利用者に対する指導警告実施要領を制定し、平成26年11月1日からレッドカード警告通知を施行している。

13 震災後の南三陸町内の道路状況
① 歩道がなく通行量の多い通学路



② 歩道整備中の通学路



【写真：県教育委員会】

14 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JAPAN SPORT COUNCIL）は、我が国の「スポーツの振興」と「児童生徒の健康の保持増進」を図るための中核的専門機関である。

15, 16 J S Cによる災害共済給付において平成28年度に医療費等を支給された災害の発生件数と死亡件数（幼稚園、保育所等含む）

17 「刑法犯に係る犯罪被害件数」（平成28年）

・全国 総数	996,120
20歳未満	131,148
※20歳未満が被害に遭う割合	13.2%
・宮城県 総数	16,466
20歳未満	2,200
※20歳未満が被害に遭う割合	13.4%

【宮城県警察本部調査】

18 大阪教育大学附属池田小学校で、30代の男による23名が死傷する無差別殺傷事件が発生した。

19 県内小学校の正門付近で、登校中の小学生女子児童が50代の男に刃物で刺される事件が発生した。

○ 県内における自転車・二輪車の事故については、児童生徒17人が乗車中の事故加害者になるケースも発生するなど、交通ルールの徹底が大きな課題¹²となっている。

○ 震災から6年余が経過しているが、沿岸部の道路状況は整備の途上にあることに加え、復旧・復興工事のための大型車両等が通学時間帯に激しく行き交う現状にあり¹³、児童生徒等の通学の安全確保が課題となっている。

【生活安全】

○ 県内における平成28年度の学校管理下の事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C¹⁴」という。）の統計によると、負傷事故が年間で21,078件¹⁵発生しており、発生率では、全国平均を上回っている。特に、小学校では休憩時間中、中学校・高等学校では、課外活動中の発生が多い。また、死亡事故も2件¹⁶発生しており、引き続き事故防止に向けた取組が求められる。

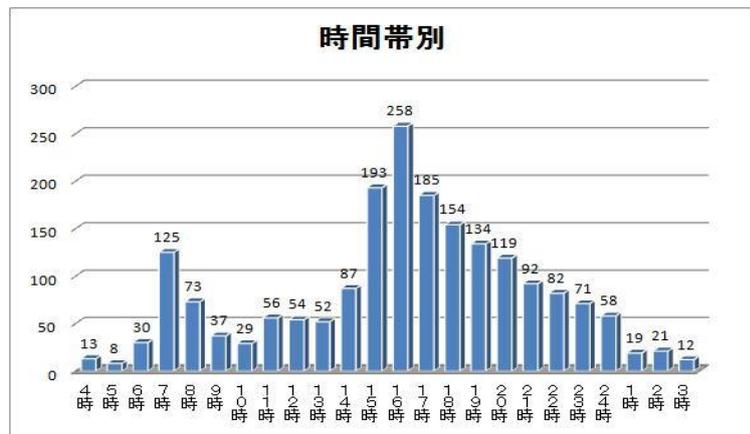
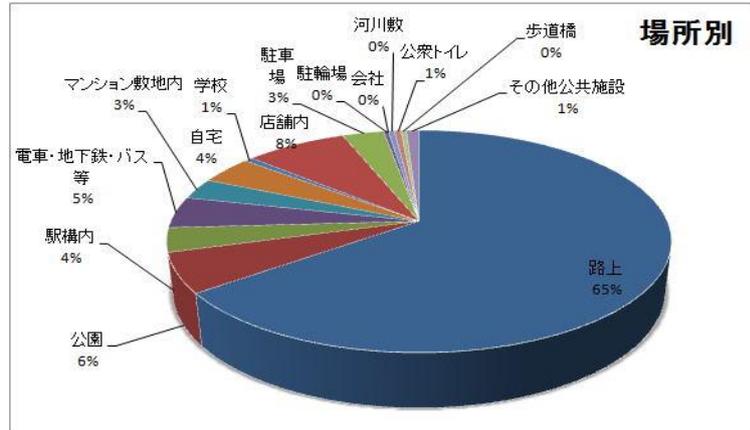
○ 県内における平成28年の刑法犯に係る犯罪被害件数は、総計で16,466件あり、そのうち20歳未満は2,200件¹⁷となっている。また、児童生徒に対する声かけ、つきまとい等の事案に係る通報件数が増加しているほか、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の普及により、児童生徒が安易に有害な情報や危険な情報にアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースも増加している。

○ 平成13年に大阪府池田市の小学校で不審者の侵入による児童や教職員等の安全を脅かす事件¹⁸が発生した。また、本県でも平成19年に登校中の児童への傷害事件¹⁹が発生した。学校外においても、児童生徒等に危害が加えられる事件は繰り返し発生しており、大きな社会問題となっている。

「行為別・場所別・時間帯別13歳未満の子供の被害状況」



【宮城県警察本部資料】



【宮城県警察本部資料】

【共通課題】

- 震災の発生から時間が経過することで、記憶が風化し、教育活動全般において学校安全の取組に関して、優先順位の低下が危惧される。震災を教訓に、全ての教職員が児童生徒等の安全教育や安全管理に関わり、全ての学校において質の高い学校安全の取組を推進することが重要である。
- 様々な自然災害の発生²⁰や通学・通園中の交通事故、犯罪被害に加え、弾道ミサイル発射に係る対応や爆破予告事件等、学校における新たな危機事象も懸念されている。学校は地域と連携し、組織的に学校安全に取り組むための体制を整え、防災主任を中心に学校安全計画及び危機管理マニュアル等の整備やその検証を通じた取組の改善を行うことが必要である。

²⁰ 平成27年9月関東・東北豪雨による影響で決壊した北上水系二迫川



【宮城県】

II 本県における今後の学校安全の推進の方向性

本県における学校安全の基本的な考え方

- ・東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、災害で二度と犠牲者を出さない防災教育の展開
- ・事件・事故・災害等から自らの命を守るため、主体的に行動できる力の育成
- ・学校安全の指導時間の確保、より有効な教育手段の導入
- ・セーフティプロモーション※の考えに基づいた施策の展開
- ・学校内の安全体制の確立（組織的取組）

※WHOが提唱する、傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとする考え方

1 目指す姿

- (1) 全ての児童生徒等が自ら危険を回避する力を身に付けるとともに、他者や社会に貢献しようとする態度や実践力を養うことを目指す。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数についてはゼロを目指すとともに負傷・疾病の発生率については減少傾向にすることを旨とする。

2 「みやぎ学校安全推進計画」に基づく学校安全の総合的かつ効果的な取組の推進

「第2次学校安全の推進に関する計画」
(平成29年3月策定)

「みやぎ学校安全基本指針」
(平成24年10月策定)
「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」
(平成29年度改定)

「宮城県震災復興計画」
(平成23年10月策定)
「第2期宮城県教育振興基本計画」
(平成29年3月策定)

大川小学校事故検証委員会
「24の提言」
(平成26年2月報告)

「みやぎ学校安全推進計画」

平成29年11月策定

「各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的に具体的方策を示す。【期間 平成29年度から平成33年度までの5年間】

- 本計画の公開（県教委スポーツ健康課HP） ○ 市町村教育委員会との連携 ○ 取組の方向性の共有
- 安全担当主幹教諭、防災主任等を中心とした本計画の活用 ○ 家庭、地域、関係機関との連携 ○ 取組状況の評価と見直し

【学校安全3領域】
「災害安全」
「交通安全」
「生活安全」

総合的
効果的

【学校安全の主要活動】
「安全教育」
「安全管理」
「組織活動」

自助・共助・公助の視点からの学校安全の推進

今後5年間で取り組む具体的施策と目標

1 学校安全に関する組織的取組の推進

- 目標1 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。
- 目標2 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。
- 目標3 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。
- 目標4 全ての教職員が、学校安全に関する知識、技能を習得する研修を受講する。

2 安全に関する教育の充実方策

- 目標5 全ての学校において、学校の教育活動全体を通じた安全教育を実施する。
- 目標6 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画（安全管理、研修等の組織活動を含む）の改善を行う。

3 学校の施設及び設備の充実

- 目標7 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。
- 目標8 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

4 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故防止

- 目標9 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに3領域（災害安全・交通安全・生活安全）全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
- 目標10 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。

5 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 目標11 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。
- 目標12 全ての学校において、児童生徒等の安全に関し、危機管理マニュアルの点検等により、外部専門家や行政機関との連携体制を構築する。

6 東日本大震災の教訓の継承

- 目標13 東日本大震災の教訓を次世代へ継承するとともに、防災教育を徹底させ、自他の命を守るために行動できる児童生徒を育成する。

Ⅲ 学校安全を推進するための方策

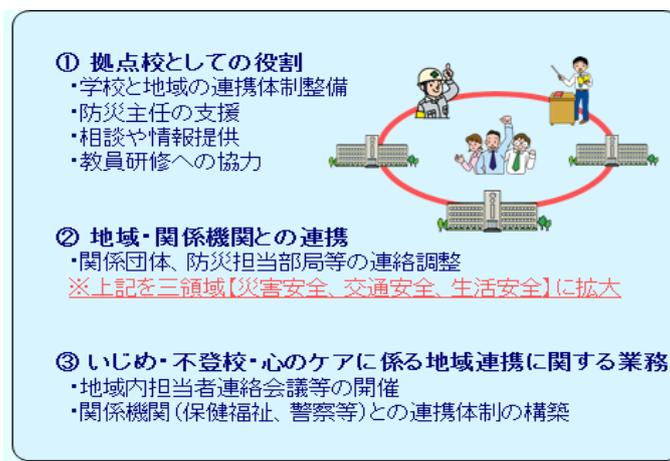
1 学校安全に関する組織的取組の推進

(1) 学校における人的体制の整備

【課題と方向性】

- 安全担当主幹教諭を配置した学校を地域の安全教育の拠点校とし、また、全ての公立小学校・中学校・高等学校に防災主任を校務分掌として位置付け、学校安全計画及び防災教育全体計画に基づいた安全教育や地域と連携した取組の充実が図られてきている。
- 安全担当主幹教諭及び防災主任が中心となって地域の特性を生かした安全教育・安全管理の取組が行われているが、引き続き人的体制の整備に取り組むことが求められる。

<安全担当主幹教諭の主な役割>



<防災主任の主な役割>



【具体的な方策】

県教育委員会

- 学校安全の中核となる安全担当主幹教諭及び防災主任の役割や組織体制の在り方を示し、地域との連携における効果的な実践の整理・検証などを行う。
- 先進的な取組を行う学校に対し、国のモデル事業等の制度を活用した支援を行う。

県教育委員会・市町村教育委員会

- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日中央教育審議会）で提言されているように、学校管理下での事故等が発生した場合や訴訟が提起された場合など、法令に基づく専門的な対応が必要な事項や児童生徒の安全管理など専門知識等に基づく対応が必要な事項に関し、学校や教職員を支援する体制を整備する。

学校

- 国及び県の取組を踏まえて、安全担当主幹教諭及び防災主任並びに交通安全や生活安全の中核となる教職員の役割を明確化し、各学校における安全の取組を推進していく。
- 管理職のリーダーシップの下、教職員全体で学校安全に取り組む組織体制づくりを進める。
- 既に、警備員の配置や地域の学校安全ボランティア（スクールガード）等による巡回・見守り²¹が行われているが、家庭や地域、関係機関との連携・協働に係る推進方策も踏まえ、地域人材や外部専門家等を活用した人的体制を充実する取組をさらに進める。

（2） 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底

【課題と方向性】

- 震災の教訓を踏まえ、本県の地域特性を考慮して、想定される様々な状況別の具体的な対応フローを示したマニュアル作成ガイドを作成し、各学校ではこれを参考にして、体制整備を進めてきた。その結果、全ての学校で引き渡しのルールや待機方法を保護者との間で決めている。また、校地や通学路が津波予想浸水域に所在する

21 実施状況（仙台市を除く）

見守り活動の実施状況（平成28年12月調査）
※262校中 255校で実施

実施率100%	34市町村中	29市町村
実施率 50%～99%	34市町村中	4市町村
実施率 0%～49%	34市町村中	1市町村

H28年度 22,970人（実施率97.3%）

【内訳】	
スクールガードとしての活動	256団体6,384人
スクールガード以外	245団体3,140人
PTA活動として	167校 13,446人
合計	22,970人

【県教育委員会】

22 危機管理マニュアル作成上の参考資料



「学校の危機管理マニュアル」
【文部科学省】

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」
【文部科学省】

23 「土砂災害警戒区域に所在する学校数」(H29.8.18現在)

公立幼稚園	4カ所
公立小学校	47カ所
公立中学校	14カ所
県立高等学校	9カ所
県立支援学校	2カ所

【宮城県】

24 実践事例

「学校・地域防災委員会」の様子
(大崎市立岩出山小学校)



【写真：県教育委員会】

25 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」(27年度)から学校安全計画を策定している学校のうち、定期的又は必要に応じて、同計画の見直しを行った学校(公立学校)の割合

- ・全国：96.7%
- ・宮城県：100%

【文部科学省】

学校では、津波に対応したマニュアルの整備が図られている。

- | | |
|----------------------------|------|
| ① 自校化した学校防災マニュアルの作成 | 100% |
| ・避難場所の複数設定 | |
| ・状況に応じた安否確認の規定 | |
| ・保護者との引渡しルールの事前確認 | |
| ・情報収集体制の規定 等 | |
| ② 学校安全(防災)年間計画の作成 | 100% |
| ③ 学校防災について全教職員で共通理解 | 100% |
| ④ 防災に関する校内研修の実施 | 100% |
| ⑤ 学校安全計画に地域連携の取組が位置付けられている | 100% |
| ⑥ 地域内の防災主任等との連絡会議の実施 | 100% |

平成28年度「学校安全に係る調査」(対象:公立学校園 582校園)

- 本県においては、平成28年度学校安全に関する調査によると、災害安全、交通安全、生活安全の3領域に関し、全ての学校で**危機管理マニュアル**²²が作成されているが、地域及び校種によってその整備や取組には課題が見られる。
- **土砂災害警戒区域**²³に指定された地域内に校地や通学・通園路が所在する学校では、その安全対策を十分に進める必要があるなど、マニュアルの内容についても引き続き改善が求められる。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 各学校における学校安全計画に盛り込むべき内容や改善・充実に資する情報を整理して提供する。危機管理マニュアルについては、学校を取り巻く危機事象を押さえた上で、幼稚園や特別支援学校を含めた各校種に対応した情報を提供する。

県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 各学校の学校安全計画や危機管理マニュアルを点検し、各学校に検証・改善等を促す。

学校

- 学校安全計画や危機管理マニュアルを策定する際、学校安全に関する方針や地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標、目指すべき児童生徒像、教職員の研修計画などを明確にし、保護者や地域住民と共有する。
- 学校安全計画や危機管理マニュアルを検証・改善する際には、保護者や地域住民の視点も考慮するなど、**地域一体**²⁴となっていく。また、地域の事故等の事例を収集・分析し、学校安全計画等を毎年見直し²⁵、より実効的なものにする。

(3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

【課題と方向性】

- 学校管理下における事件・事故・災害等が繰り返し発生している現状から、全教職員は児童生徒等の安全に万全を期すという意識を持ち、災害発生時に的確に対応できる知識、技能を備え、さらには、放射線被害²⁶等を含めた児童生徒等の健康と安全を守る上で必要な指導内容・方法等に係る基礎的な知識、技能を身に付けておかなければならない。
- 教職員の学校安全に関する資質向上については、総合教育センター等において、安全担当主幹教諭や防災主任、管理職等を対象とした研修が行われてきたが、教科等横断的な視点を持って年間指導計画を作成し、教育実践、取組の評価・改善を行うために必要な資質・能力を身に付けることが求められることから、今後は全ての教職員を対象とした研修等の充実が重要となる。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 平成28年の教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正により、教育委員会は、地域の大学と連携を図り、現職教職員の研修等において指導者となる人材の養成・確保を進めることとされたことから、教員養成の段階から学校安全に関する資質・能力を高めるよう研修等を行う。

県教育委員会・市町村教育委員会

- 総合教育センター等における防災主任や安全担当主幹教諭の研修、各教職員の経験年数等に応じた研修²⁷を充実させる。研修においては、地域特性を踏まえた安全課題、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、健康課題や心肺蘇生に関する適切な対応方法等に関する内容を取り扱う。

学校

- 児童生徒等の実態や地域の特性に応じ、学校の課題を踏まえた学校安全に関する校内研修を行う。

26 「学校の放射線量率測定」

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質が学校等へ悪影響を与えると心配されたため、震災後は、毎年県内全公立小中学校と県立学校で「学校等の校庭等における空間放射線量率」を測定してきた。H25年度以降の調査結果は除染実施の目安*以下となっている。

※0.23 μ Sv/h

<H28年度結果>

- ・平均値：0.05 μ Sv/h
- ・最大値：0.12 μ Sv/h

【県教育委員会】

27 「各種研修」

- ・管理職研修
- ・初任者研修
- ・中堅教諭等資質向上研修
- ・防災主任研修会
- ・安全担当主幹教諭研修会
- ・学校安全危機管理セミナー
- ・学校安全指導者研修会
- ・防災教育を中心とした学校安全フォーラム

【県教育委員会】

28 平成28年12月21日中央教育審議会では「安全で安心な社会づくりのために必要な力」は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと」とされている。

29 ○「知識・技能」

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

○「思考力・判断力・表現力等」

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

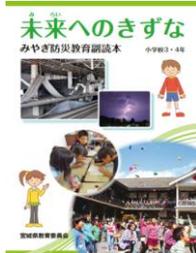
○「学びに向かう力・人間性等」

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

30 「副読本」の紹介



小学校1, 2年版



小学校3, 4年版



中学校版



高等学校版

<参考>

「H28年度学校安全に係る調査」

みやぎ防災教育副読本活用の実践状況

- ・小学校 100%
- ・中学校, 高等学校 100%
- ・特別支援学校 95.7%

※ 副読本は、宮城県公式HPからダウンロード可能

【県教育委員会】

2 安全に関する教育の充実方策

(1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

【課題と方向性】

- 「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」²⁸を踏まえ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善により、各学校段階を通じて教科等横断的な視点で安全に関する資質・能力を体系的に育んでいくことが重要である。
- 上記答申においては、全ての教科等について育成を目指す資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱で整理されており、「健康・安全・食に関する資質・能力」についても同様に整理されている。これを基に、第2次学校安全の推進に関する計画において、安全に関する資質・能力を示しており²⁹、各学校には、これを踏まえつつ地域の特性や児童生徒等の実態に応じた安全教育の推進が求められる。
- 各学校においては、「副読本」³⁰の活用を年間指導計画に位置付けて取り組んできたが、安全教育をより一層充実させるためには、引き続き各教科等で実践研究を重ねる必要がある。
- 放射線に関する正しい知識、理解が伴わないために起きる、いわゆる「震災いじめ」等を防止するという観点から教科・領域の中で計画的に指導を行うことも重要である。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 教科等横断的な視点による系統的・体系的な安全教育が県内全ての学校で展開されるよう、各教科や特別活動等における安全に関する指導内容のつながりを整理し、1年間の中で指導すべき内容を示すとともに、教職員の研修を推進する。
- 各教科等における安全に関する指導内容を「副読本」の活用の仕方も含めて提案し、市町村教育委員会及び学校を支援する。

学校

31 参考例

地域の防犯、防災、交通安全に係る「安全マップづくり」を行う際には、次の目標と関連づけて学習を行う。

- ・地域の歴史
- ・自然環境

※ これらの活動を関連させることにより、児童生徒等が地域を様々な観点から理解することに役立つ。

32 幼稚園版の副読本

『みんなえがおで』



<参考>

副読本の読み聞かせの様子



【写真：県教育委員会】

- 教育課程全体を見通してどの教科等において何に取り組むのかということや、それぞれの活動がどのように関連しているのかということについて、あらかじめ整理し、教職員の共通理解を得た上で、安全教育の観点だけでなく、教科等の目標と関連づけた地域学習の一環として位置付けるなどの工夫³¹を行う。
- 地域の特性を踏まえ、各教科や行事等における安全に関する指導内容を学校安全計画に位置付けることにより、幼稚園段階から高等学校までの段階において系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するとともに、「副読本」の活用を年間指導計画に位置付け、効果的に活用できるようにする。
- 安全教育を進めるに当たり、例えば、仙台管区気象台が推奨する「大雨防災ワークショップ」に取り組むなど、関係機関との連携の下、主体的・対話的で深い学びにつながる学習指導を展開していく。
- 幼稚園における安全教育の内容については、幼稚園教育要領の領域「健康」以外にも幼児の安全と密接に関係する内容が盛り込まれていることを踏まえ、避難訓練の事前指導として「副読本」を活用する³²など様々な場面を通じて総合的に指導する。
- 児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、児童生徒等の意識の変容などの各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実態に応じた安全教育を推進する。

(2) 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実

【課題と方向性】

- 震災後、防災教育に関する体験的・実践的な取組は県内に広がっているが、その取組状況には地域差がある。また、安全教育は、安全に関わる様々な価値観の醸成という側面を含むため、効果的な指導・学習の開発については、更なる研究を進める必要がある。
- 震災直後、中学生や高校生が地域の一員として、避難所生活やその後の活動において果たした役割は大きい。生徒が安全で安心な社会づくりへ貢献することは、自己有用感を高め、キャリア意識の向

33 県教委と宮城県警本部との連携により『みやぎ高校生サイクルサミット』（下図参照）を開催し、自転車安全教育の活動をすすめている。



【写真：県警察本部】

34 東日本大震災の教訓を踏まえ、学校安全の一層の充実を図るため、東北大学災害科学国際研究所等と協力し、「防災教育を中心とした学校安全フォーラム」を開催している。

35 「防災キャンプ」の様子



【写真：県教育委員会】

36 社会人として必要なマナー等について生徒が互いに話し合い、考える機会を設けることで、規範意識を身に付けて、社会人としての基礎力を育む。

<参考>

- ・自転車利用マナーアップ運動
- ・列車乗車マナーアップ運動

上にもつながることから、本県が進める「志教育」と安全教育を関連させ、積極的に展開する必要がある。

- 自然災害や犯罪被害防止に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵や児童生徒等の安全を守る地域の努力についても触れるなど、児童生徒等が自身の暮らす地域に対して愛着を持てるようにすることが大切である。
- 生徒が主体となり、生徒自身の事故防止活動に加え、地域連携や校種間連携による自転車事故防止の自主的な活動を推進³³していくことが重要である。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 安全教育に関する各地域の実践事例等を共有する場として、フォーラム等を定期的を開催する³⁴。
- 「みやぎ高校生サイクルサミット」や「自転車利用マナーアップ活動」等、高校生による交通事故防止活動や交通安全の主体的な活動を推進していく。

市町村教育委員会・学校

- 地域の特性を踏まえ、緊急地震速報の活用等の訓練や避難生活の体験を行う防災キャンプ³⁵など、実践的な取組を推進していく。
- 避難訓練を行う際は、危機発生時全般の対応についての学習にも併せて取り組む。
- 特別支援学校や幼稚園を含め、児童生徒等の発達段階や個々の状況、地域の特性は多様であることから、安全に関する指導方法を固定的に捉えるのではなく、様々な試みを関係者間で積極的に共有しながら、その教育効果を検証し、効果的な方法を見いだしていく。
- 児童生徒自身の交通安全に対する意識を高めるために、「交通安全教室」等を実施する。また、児童生徒の自主的な活動として、児童生徒会主催の「あいさつ運動」や「みやぎ高校生マナーアップ運動³⁶」等を行う。

《実践的な取組例》



○一人暮らしの高齢者や要配慮者のいる世帯の安否確認を行う情報収集をはじめとした防災訓練を地域と連携して実施した。

築館高等学校

37 携帯電話・スマートフォン所持率

<小中学生>

- ・小学校6年生 全国 62.2%
宮城県 56.4%
- ・中学校3年生 全国 80.1%
宮城県 76.6%

【H29.4月実施全国学力・学習状況調査】

<高校生>

- ・1年生 97.7%
- ・2年生 98.4%
- ・3年生 98.6%
- ・高等部4年生 98.0%

【H29年度県教育委員会調査】

38 携帯端末を利用しながらの歩行や自転車の運転による交通事故が増加している。



【宮城県警察本部】



○授業参観で全クラスが防災教育の授業を実施。保護者も一緒に考えたり、一緒に安全確保の体勢をとるなど、ともに命を守るについて考えた。
石巻市立広瀬小学校



○巨理町総合防災訓練において、地域住民（小学生含む）が津波からの避難方法や避難場所（校舎屋上）を実際に確認した。

巨理町立荒浜中学校



○非常食の試食体験を実施。実体験させることにより理解につなげた。また、高等部では体育館で間仕切りして避難所の生活体験を行った。

気仙沼支援学校

（3） 現代的な諸課題への対応

【課題と方向性】

- 震災からの復旧・復興に向けて、工事車両の往来や新たな復興団地への移転など、社会的な環境の変化が続いており、随時、児童生徒の安全・安心に関する対応が求められる。
- 近年の風水害や高潮、土砂災害は、過去の経験を上回る可能性があることにも注意が必要である。
- 携帯電話やスマートフォン³⁷、SNS等の急速な普及により、児童生徒等を取り巻く環境が変化しており、犯罪被害の広がりなど、新たな危機事象も懸念されている。
- 児童生徒が携帯電話やスマートフォン等の携帯端末を利用しながら歩行したり自転車を運転したりすることにより、交通事故の被害者や加害者となる³⁸恐れがある。
- 近年、諸外国において日本人が巻き込まれるテロや犯罪被害が相次いでいる。また、国際情勢の緊迫化により、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があることを踏まえ、弾道ミサイル落下時の安全対策を取る必要がある。

- 39 「弾道ミサイル落下時を想定した」アラートを用いた避難訓練の様子と避難訓練用に作成した教材」



「表示例：屋外にいる場合」

- おちついて、すぐにこうどうします。
- 「たてもの」や「ちか」にひなんします。

「表示例：屋内にいる場合」

- 「まど」からはなれます。
- 「まどのないへや」にどうします。

【登米市立佐沼小学校】

- 40 「公立学校施設耐震改修状況フォローアップ調査による結果」

(H29年4月1日現在)

- 耐震化率（非木造）
 - ・幼稚園 全国 92.9 %
宮城県 100%
 - ・小中学校 全国 98.8 %
宮城県 99.9 %
 - ・高等学校 全国 97.9 %
宮城県 97.3 %
 - ・特別支援学校
全国 99.4 %
宮城県 100%
- 対策が未実施の吊り天井等を有する屋内運動場等の棟数と対策実施率
 - ・幼稚園 全国 10棟 90.1 %
宮城県 0棟 100%
 - ・小中学校
全国 940棟 97.1 %
宮城県 17棟 97.5 %
 - ・高等学校
全国 676棟 91.8 %
宮城県 40棟 79.2 %
 - ・特別支援学校
全国 20棟 98.3 %
宮城県 0棟 100%

【県教育委員会調査】

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 安全教育に関する各種参考資料の作成等に当たっては、現代的な課題も取り入れ、各学校での取組を促す。
- 児童生徒等をインターネット上の有害情報による犯罪被害やトラブルから守るため、フィルタリングの確実な使用とインターネットの適切な利用について保護者等への啓発を行う。
- 弾道ミサイル落下時の行動について、内閣官房の「国民保護ポータルサイト」及び県ホームページに掲載されている内容を学校現場へ周知し、避難行動訓練等³⁹の安全対策を促す。

学校

- 避難所生活やライフラインが寸断された非常時の生活においては、規律の厳守や互いに助け合う共助の視点が重要であり、これらは日頃の生活が基盤となることから、教育活動全体を通して養う。
- 震災からの復興に関わる地域の状況を定期的に把握し、児童生徒等の安全の確保に向けた対応について、随時、検討していく。
- 児童生徒等が海外を含めた様々な環境において、適切な情報収集や危険予測など、自他の安全を守るためにより慎重な行動をとる必要が生じることを念頭に置き、安全に関する資質・能力を確実に身に付けさせる。

3 学校の施設及び設備の充実

(1) 学校施設の安全確保

【課題と方向性】

- 学校設置者は、震災の教訓を踏まえ、学校施設の防災機能の強化を推進するなど、地域の特性に応じた防災対策を進めてきた。
- 学校設置者は、構造体の耐震補強及び体育館等の吊り天井落下防止対策⁴⁰を進めてきた。
- 学校施設の整備については、耐震化等を最優先に進めてきたが、その一方で、老朽化した施設の割合が増加していることも課題となっている。
- 施設の整備に加え、日常の学校生活の中で、サッカーゴールの固定不足や遊具の不整備等、設備の安全面・機能面の不具合が発生する恐れがあることにも注意が必要である。

<参考>

「岩手・宮城内陸地震(平成 20 年)
栗原市内中学校職員室」



【写真：県教育委員会】

41 「自動体外式除細動器」

(Automated External Defibrillator)
心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は、除細動を行う医療機器。動作が自動化されており、施術者が一般市民でも使用できるよう設計されている。

<参考>

「AED を活用した救急救命訓練」



【写真：県教育委員会】

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 校舎を新築する際は、地域の災害特性を踏まえた建設場所や設計の検討を行う。
- 津波や大雨洪水等による浸水が想定される地域においては、引き続き必要な津波対策等を講じるとともに、地震・津波以外の災害についても、学校の立地など地域の特性に応じ、関係機関が連携し、必要な対策を講じる。
- 校地内の施設や非構造部材等については、経年劣化により地震発生時に大きな被害につながる可能性が高いため、適切な改築や長寿命化をさらに進める。
- 構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策については、現行の方針に従い、今後も引き続き推進していく。
- 校地内の樹木が強風や地震等によって倒れた場合には大きな被害をもたらす可能性があることに留意し、定期的な点検や剪定、老木の伐採を行う。

学校

- 校地内の通路上の構造物（側溝、グレーチング、標識、水道管等）は、わずかな劣化が変形や外れにつながり、通行時に接触することにより大きな被害が生じる可能性があることに留意し、定期的な点検や補修を行う。
- 校庭や校舎内外から死角をなくすと同時に、安全点検の項目や点検の方法を不断に見直し、継続的な安全確保に努める。

(2) 学校における防犯及び非常時の安全に関わる設備の整備充実

【課題と方向性】

- 地域に開かれた学校づくりを進めていくためには、児童生徒等の安全が確保されていることが大前提であり、外部からの不審者等の侵入防止や防犯体制の整備については、ボランティアによる通学・通園時の巡回等と併せ、学校の実情に応じて行われている。
- 火災や急病人等の発生時に安全確保のための応急的な対応を確実に取ることができるよう、必要な設備の整備に取り組んできた。
- 平成28年度末時点で幼稚園以外の全ての学校でAED⁴¹が設置されている。

42 コンピューターネットワークをベースとしたコンピューター資源の利用形態である。略してクラウドと呼ばれることも多い。

43 消防法（昭和23年7月制定）に基づいて定期的な点検を行うことが必要である。



【写真：県教育委員会】

44 防犯器具の例：「さすまた」



【写真：県教育委員会】

45 校内放送が使用できない際のメガホンや拡声器での対応、カセットコンロを活用した非常食の調理、発電機の活用などがある。



メガホン



拡声器（ハンドマイク）

【写真：県教育委員会】

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会

- 災害時における児童生徒等に関する情報の散逸防止、災害時の業務継続や教職員の負担軽減等から、クラウド・コンピューティング技術等⁴²も活用した情報管理や安否情報の確認等のシステムを推進する。
- 緊急地震速報の受信機器や不審者情報に関する情報共有システムなどの設備の整備を推進する。
- 避難所となった場合には、学校が地域の情報拠点の役割を担うことが想定されることから、Wi-Fiスポットの開放や地上デジタル放送の受信機確保などについても準備する。

学校

- 消防設備⁴³やAED、防犯カメラやセキュリティ等の防犯設備・器具等⁴⁴については、定期的な点検・管理をし、設置場所の適正化を図るとともに、使用訓練を行う。
- これらの設備等については、定期的に点検していてもライフラインの寸断等により使用できなくなるケースがあることから、代替の対応方法⁴⁵についても検討しておく。



発電機の使い方研修

4 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故防止

(1) 学校における安全点検

【課題と方向性】

- 平成28年度時点では、全ての学校において学校施設及び設備の安全点検が行われているが、引き続き学校保健安全法に基づいた定期的な安全点検の徹底が重要である。

46 平成 24 年 4 月、京都府亀岡市において、軽乗用車が集団登校中の列に突っ込み、児童ら 10 人が死傷した。

- 通学・通園路に関しては、従前より災害安全、交通安全、生活安全の観点から、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら定期的な安全点検が行われてきているが、必ずしも万全とは言えない学校もある。
- 交通安全の視点からの点検については、平成 24 年に京都府で起きた通学中の交通事故⁴⁶を踏まえ、教育委員会、学校、道路管理者、警察等による緊急合同点検が行われた。また、平成 25 年以降も、各自治体において、通学路安全対策を行うための推進体制の構築や基本方針の策定などが進められているところであるが、震災の影響によりいまだ体制構築等が行われていない自治体もある。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 学校設置者や学校は、学校施設・設備の経年劣化等による危険箇所の点検・確認を法令に基づいて実施し、支障となる事項があると認めたとときには、遅滞なくその補修、修繕等を行う。



通学路点検の様子

学校

- 学校安全に関わる P D C A サイクルを確立するため、自校の課題が何であるかを抽出し、災害安全上、交通安全上、生活安全上、どのような事件・事故・災害等のリスクが想定されるのか、自校の課題を分析する。その上で関係機関、外部の有識者や専門機関、保護者の参加による合同点検⁴⁷を継続的に行い、その結果を踏まえた対策を行う。

47 「平成 24 年度通学路緊急合同点検に基づく必要安全対策」

仙台市除く県内各所	箇所数
対策必要箇所総数	833
うち対策済み箇所	693
総数のうち教育委員会、学校が実施する対策箇所数	312
うち対策済み箇所	278

【平成 28 年度国土交通省調査】

(2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

【課題と方向性】

- 学校管理下において事故等が発生した場合には、学校及び設置者

は児童生徒等の生命と安全を最優先に考えて、迅速かつ適切な対応を行うことが求められる。

- 応急手当の実施や救急隊の要請、被害児童生徒等の保護者への連絡、他の児童生徒等への対応等役割分担に基づき実施する必要がある。
- 事故等の発生原因の究明や安全対策の検証に加え、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組については、学校及び学校設置者の対応が十分でないとの指摘があり、国は、平成28年3月31日に「学校事故対応に関する指針」⁴⁸（以下「事故対応指針」）という。）を取りまとめた。

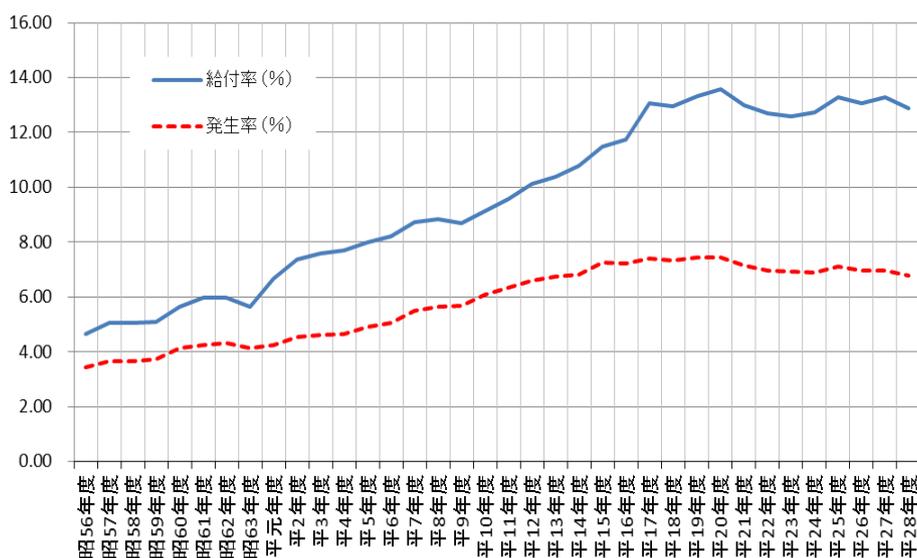
48 学校における事故等の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るための指針。

【具体的な方策】

県教育委員会

- 事故対応指針の運用状況について定期的に調査し、全ての学校における事故の未然防止及び適切な事故対応につなげる。
- 学校管理下での事故等の未然防止を促進するため、報告された事事故事例等を活用して、事故の発生状況の分析と防止策の検討を行い、各種研修会等により学校等の対応改善を促進する。
- 本県における学校管理下の事故全体の発生率は横ばいで推移している（下グラフ参照）ことから、事故の発生率の減少に向けたJSC調査のデータ分析及び方策の検討等が求められる。

医療費の給付率及び発生率の推移（宮城県）



【JSC統計】

50 地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
【H29 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン・文部科学省】

51 地域住民や保護者等で構成される委員が学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

52 平成 18 年度に策定されたが、平成 29 年度に改定予定である。



「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」 【宮城県】

53 <参考1>

地域連携の避難訓練等、具体的な取組が計画・実施されている学校等の割合：100%【H28「学校安全に係る調査」スポーツ健康課】

<参考2>

土砂災害防止法の改正（H29年6月）により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となった。土砂災害警戒区域となっている公立幼・小・中、県立高校・支援学校76校のうち、土砂災害を想定した避難確保計画の作成校は8校、土砂災害を想定した避難訓練の実施校は10校にとどまっている。

【H29.8.18 宮城県調査】

- 地域により、取組の差があることや教職員の異動に伴う取組内容の減退など、継続性についての課題もある。

【具体的な方策】

県教育委員会

- みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議等の機会を活用し、各学校が地域や関係機関等と連携した学校安全を推進できるよう支援する。
- 地域が一体となって児童生徒等の安全確保を図るため、市町村及び各学校における地域学校協働活動⁵⁰を推進し、日頃からの学校、家庭、地域の連携・協働体制をさらに強化する。

市町村教育委員会・学校

- コミュニティ・スクール⁵¹や地域学校協働本部等の仕組みを生かして、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの災害安全・交通安全・生活安全の取組を行う。
- 学校安全計画、危機管理マニュアル、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針⁵²等を基に、学校の安全教育・安全管理の方針を保護者や地域住民、関係機関との間で具体的に共有する。
- 学校を含めた地域全体の安全水準を向上させるため、学校による安全に関する情報の発信や、地域で大切にしている教訓等を学校が取り入れるなど、地域の安全課題に関して学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動を進める。
- 全ての学校は、避難者が来たときの対応について明確にしておく。
- 避難所に指定されている学校は、避難所の開設を想定して、市町村防災担当部局と連携し、運営方策の検証・整備を行い、避難所開設訓練等⁵³を継続的に行う。
- 大規模災害の発生直後には、教職員が避難所運営に協力し、その後円滑に市町村防災担当部局や住民の自主運営に移行する。
- 土砂災害警戒区域内に所在する学校においては、土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する必要がある。



避難所開設訓練
中学生による避難所開設体験



地域講師の活用
(ジオ学習)
岩手・宮城内陸地震崩落現場
での学習

(2) 関係機関との連携による安全対策の推進

【課題と方向性】

- これまでも地域の特性に応じて、関係機関等との連携により、効果的な学校安全の取組が実施されてきた。児童生徒等の安全に関する課題は、学校だけでは対応が困難なものも多くあることから、引き続き、様々な観点から保護者や自治体の関係部局、さらに外部の専門機関と連携を図ることが重要である。

【具体的な方策】

県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 地域の自然条件等に関して専門的知識を有している関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていく。
- UPZ⁵⁴内に所在する学校においては、原子力安全担当の部署と連携を取り、原子力被害を想定した危機管理マニュアルの作成及び原子力被害を想定した避難訓練を実施する。
- 従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、危機管理の在り方を見直していく。

54 原子力施設からおおむね30km圏内で緊急時防護措置を準備する区域。



小学校会場での
総合防災訓練
搜索救助犬訓練の様子

6 東日本大震災の教訓の継承

【課題と方向性】

- 東日本大震災では、児童生徒等の命をはじめ、大切なものをたくさん失った。しかし、その中でも得た貴重な教訓もあった。
- 被災地においては、震災直後から学校や教育委員会の職員が児童生徒等の安否確認や地域住民への対応、避難所運営、学校再開、心のケア等、様々な対応を行い、多くのノウハウを蓄積した。
- 震災直後、中学生、高校生が避難所で清掃活動や水の運搬、幼児の世話などをする姿が多く見られ、果たした役割は極めて大きかった。
- 今後は、本県においても震災を知らない子供たちが入学、入園してくるようになる。また、南海トラフ巨大地震や首都直下型巨大地震等の発生が予想されている地域もある。
- 県内外において、子供たちの命を守る防災教育が確実に展開されるよう、我々には震災の教訓を語り継ぎ、被災時の対応を伝播する責任がある。

<参考> 震災時の県内高校生による
災害ボランティア活動

- 白石工業高校 汚泥除去等
ラグビー部が互理町に出向き、
浜吉田駅前で汚泥の除去作業・がれきの撤去などを行った。



- 気仙沼沼洋高校 VFC 同好会の活動
と避難所での炊き出し活動

有志生徒による VFC (Volunteer Friendly Circle) 同好会は、災害ボランティアセンターと連携し、唐桑体育館においてがれきの中から見つかった写真やアルバム、賞状やトロフィー、ノートや教科書、食器などの拾得物の洗浄、整理を行った。また、避難所で朝食の炊き出しを行った。

「唐桑体育館に集められた拾得物」



「朝食の準備をする高校生」



【写真：県教育委員会】



幼児に読み聞かせを
する高校生

避難所での様子

【具体的な方策】

県教育委員会

- 県教育委員会は、震災の教訓を風化させないためにも各種研修等を通して、教職員への確かな継承と共通認識を図る。
- 研修等を実施する際は、関係機関等と連携を図り、講師等の人材活用による質の高い研修等を行う。
- 「防災教育を中心とした学校安全フォーラム」の開催を通して、関係機関や教育実践機関等が互いの取組や活動を広く国内外に発信する。
- 県教育委員会は、災害発生後の早急かつ円滑な学校再開のため、

<参考>

「安全なまちづくりへの貢献」

- 石巻工業高校 命を守る避難路整備
津波により壊滅的な被害を受けた石巻市立門脇小学校周辺の避難路の整備やがれき撤去を行った。避難路の整備では、同校土木システム科の生徒が中心となり、3年生全員で避難路に石段を設置した。



【写真：県教育委員会】

教職員が行うべきノウハウやスキルをまとめた「学校再開マニュアル」を作成し、広く配布・発信する。

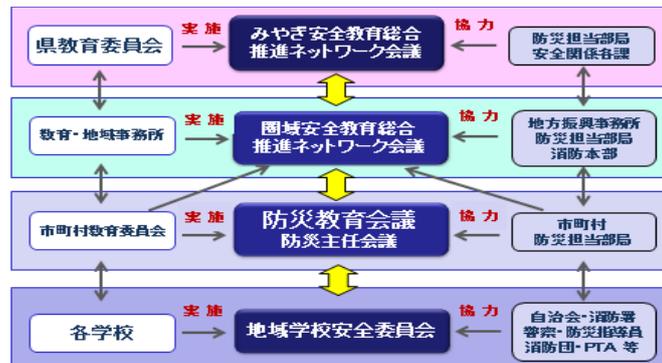
県教育委員会・市町村教育委員会・学校

- 県内外で災害が起こった場合に、被災した学校を支援するため、派遣可能な教職員を育成するとともに、県防災担当部局と連携・調整を図りながら派遣体制を構築する。
- 将来の地域防災活動の担い手となる中学生、高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成し、県内全体の地域防災力の一層の向上を図る。

学校

- 児童生徒等が震災と向き合い、命の重さや尊さを受け止めるとともに、未来のことを語り合い、豊かで幸せな社会を構築する意欲を高めるような防災教育を実践する。
- 震災の教訓を風化させないように、校内研修を充実させて教職員への確かな継承と共通認識を図る。
- 震災の教訓を児童生徒等に語り継ぐとともに、後世に伝える取組を実践し、自他の命を守るために行動できる児童生徒等を育成する。

【みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議の流れ】



【学校安全フォーラムにおけるインドネシア・アチェとの交流：平成28年】



防災教育の国内外への発信

【参考】多賀城高等学校への「災害科学科」の開設

東日本大震災から学んだ教訓を将来にわたり語り継ぎ、今後、国内外で発生する災害から一人でも多くの命と暮らしを守っていくための人づくりを進めるために、平成28年4月、県内で初めて全国で2例目の防災系専門学科「災害科学科」を多賀城高等学校に開設した。

—「命と暮らしを守る」未来の創造者を育てる—

災害科学科では、「人と暮らしを守る」という高い志の醸成と社会の様々な場面で生かすことのできる防災に関する「基礎知識」の習得を目指すとともに、大学との連携などによる先進的な防災教育に取り組み、その成果を小中学校を含む県全体の防災教育の充実へとつなげて行くパイロットスクールとしての役割を果たす。



【命を守る津波浸水高ステッカー掲示】



多賀城高等学校の生徒がデザインした津波の浸水高を示すステッカーを震災の津波の痕跡に合わせて、同校生徒会の生徒が多賀城市内の国道45号にある八幡歩道橋、他市内電柱約100か所超に取り付けた。今後も痕跡調査を行うとともに地域の方々に震災当時の様子を伺いながら、震災を風化させず、地域の人たちの命を守るこのステッカーを貼り続ける作業を行っていく予定である。

東日本大震災アーカイブ宮城 ～未来へ伝える記憶と記録～

東日本大震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、防災・減災対策や防災教育等に関する効果的な利活用を図るため、震災関連資料をデジタル化し公開している。

公開されている画像や映像は、各市町村や日付、調べたい言葉や事柄を入力し、検索することができる。



<https://kioku.library.pref.miyagi.jp/>

【宮城県図書館】



IV 参考指標

「第2次学校安全の推進に関する計画」(文部科学省平成29年3月策定)の 各施策目標に掲げられた数値の全国との比較

※宮城県は仙台市も含む公立学校の取組状況

1 学校安全に関する組織的取組の推進

施策目標1 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。

参考指標	H27年度 宮城県	H27年度 全国	H28年度 宮城県 (仙台市を除く)
学校安全計画を策定している学校の内、学校安全を推進するための中核となる教職員を校務分掌に位置付けている学校の割合	100%	99.1%	100%
学校安全に関して組織的に取り組むため、全教職員が日頃の安全教育・管理や危機発生時における自分の役割を理解している学校の割合	—	—	—

施策目標2 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。

参考指標	H27年度 宮城県	H27年度 全国	H28年度 宮城県 (仙台市を除く)	
学校安全計画を策定している学校の割合	99.7%	96.5%	100%	
学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、学校の施設及び設備の安全点検の内容を盛り込んでいる学校の割合	100%	98.8%	100%	
学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、安全指導の内容について盛り込んでいる学校の割合	100%	99.2%	100%	
学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、職員の研修等の内容について盛り込んでいる学校の割合	95.3%	87.0%	100%	
危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を策定している学校の割合	99.7%	97.2%	100%	
危機管理マニュアルを策定している学校の内、危機管理マニュアルに盛り込んでいる3領域の割合	生活安全	96.7%	92.8%	100%
	災害安全	99.9%	97.3%	100%
	交通安全	91.4%	68.3%	100%

施策目標3 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。

参考指標	H27年度 宮城県	H27年度 全国	H28年度 宮城県 (仙台市を除く)
学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、同計画の見直しを行った学校の割合	100%	92.9%	100%
危機管理マニュアルを策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、同マニュアルの見直しを行った学校の割合	100%	90.5%	100%

施策目標4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

参考指標	H27年度 宮城県	H27年度 全国	H28年度宮城県 (仙台市を除く)
学校安全計画を策定している学校の内、職員の研修等について盛り込んでいる学校の割合（再掲）	95.3%	87.9%	100%
教職員への安全に関する研修を実施した都道府県・指定都市教育委員会の割合	実施	88.1%	実施

2 安全に関する教育の充実方策

施策目標5 全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。

参考指標	H27年度 宮城県	H27年度 全国	H28年度宮城県 (仙台市を除く)
学校安全計画において、各教科等において、年間に指導する内容を位置付け実践している学校の割合	—	—	100%
生活安全について指導している学校の割合	99.9%	99.6%	100%
災害安全について指導している学校の割合	100%	99.7%	100%
交通安全について指導している学校の割合	100%	99.6%	100%

施策目標6 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画（安全管理、研修等の組織活動を含む）の改善を行う。

参考指標	H27年度 宮城県	H27年度 全国	H28年度宮城県 (仙台市を除く)
学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、同計画の見直しを行った学校の割合（再掲）	100%	92.9%	100%

3 学校の施設及び設備の充実

施策目標7 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。

参考指標	H27年度 全国	H29年度宮城県 (仙台市を除く)
公立学校施設の耐震化率（小中学校）	98.1%	99.9%

施策目標 8 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

参考指標	H27 年度 宮城県	H27 年度 全国	H28 年度 宮城県 (仙台市を除く)
非常時の安全に関わる設備や備品を備えている学校の割合	—	99.6%	—
自動体外式除細動器（AED）を設置又は平成 28 年度内に設置を予定している学校の割合	95.7%	93.9%	94.0%
自動体外式除細動器（AED）を設置している学校の内、日常的に点検している学校の割合	99.7%	98.3%	100%
全ての教職員を対象とした、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当講習を行っている学校の割合	76.6%	70.9%	79.0%
学校敷地内への不審者の侵入防止のための対応や校舎内への不審者の侵入防止のための対応をとっている学校の割合	100%	96.9%	100%
学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応や学校へ不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている学校の割合	100%	97.9%	100%
緊急地震速報受信システムを設置又は平成 28 年度内に設置を予定している学校の割合	34.1%	47.0%	—

4 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

施策目標 9 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、3領域（災害安全・交通安全・生活安全）全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。

参考指標	H27 年度 宮城県	H27 年度 全国	H28 年度 宮城県 (仙台市を除く)
学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合	99.7%	99.1%	100%
通学・通園路の安全点検を実施した学校の割合	97.7%	86.8%	100%
通学・通園路の安全点検の実施状況	(単位：%)		
	H27 年度全国三領域いずれか	H28 年度宮城県(仙台市を除く)	
幼稚園 (10,183 校)	65.6%	96.0%	
幼保連携型認定こども園 (1,825 校)	54.0%	—	
小学校 (20,015 校)	99.3%	100%	
中学校 (10,268 校)	93.8%	100%	

施策目標 10 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。

参考指標	H27 年度 宮城県	H27 年度 全国	H28 年度 宮城県 (仙台市を除く)
「学校事故対応に関する指針」に基づく調査対象の事故全てについて基本調査を実施している学校の割合	—	—	—

5 家庭，地域，関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

施策目標 11 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。

施策目標 12 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

参考指標	H27 年度 宮城県	H27 年度 全国	H28 年度 宮城県 (仙台市を除く)
地域安全委員会や学警連等、児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行うための会議を開催している学校の割合	99.7%	87.3%	100%
学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防災担当部局、地域住民等との間にあらかじめ連携体制が図られている学校の割合	84.9%	63.5%	84.5%
学校内外において、地域のボランティアなどによる巡回・警備が行われている学校の割合	75.6%	66.1%	—
学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	29.9%	33.1%	—
地域の行政機関との安全に関する情報共有や共同訓練等を行っている学校の割合	—	—	—

6 東日本大震災の教訓の継承

施策目標 13 東日本大震災の教訓を次世代へ継承するとともに国内外へ発信し、各学校及び地域の防災活動に貢献できる児童生徒を育成する。

参考指標（再掲）	H27 年度 宮城県	H27 年度 全国	H28 年度宮城県 (仙台市を除く)
職員の研修等について盛り込んでいる学校の割合	95.3%	87.9%	100%
教職員への安全に関する研修を実施した都道府県・指定都市教育委員会の割合	実施	88.1%	実施

※震災の教訓を風化させないためにも県、圏域別、各学校毎に研修等を確実に実施していく。

後世に伝えたい「8つ」の教訓

【教訓1】

防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践！

【教訓2】

これまでの避難訓練の見直し！

【教訓3】

二次災害に対応した、避難場所(二次・三次)の設定・避難経路の確認！

【教訓4】

状況に応じた安否確認マニュアルの設定！

【教訓5】

保護者と引き渡しルールを事前に確認！

【教訓6】

市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営！

【教訓7】

登下校中及び在宅時の避難対応の指導！

【教訓8】

学校を中心とした専門家による心のケア！

大川小学校事故防止のための対策に関する『24の提言』

(大川小学校事故検証委員会平成26年2月報告)

1 事故防止のための対策

1 教職員の防災・危機管理教育の充実

(1) 教員養成課程における学校防災の位置づけ

提言1 文部科学省： 子どもたちの命を守る任務に関わる環境や防災に関する教育を，教職各教員養成大学 課程の基礎教育又は教養教育の必須科目と位置づけ，教員が確実にこれを学ぶことのできる環境を整備すること。

(2) 教職員に対する防災・危機管理研修の充実

提言2 文部科学省： 各学校の防災意識や危機管理意識を高め，具体的に子どもたちを被災から守る実質的な研修を実施すること。また，その際には，地域住民を守る一般地域行政機関の研修や訓練とも十分な連携を図ること。さらに，研修実施に際しては，科学的・専門的な知識とともに，具体的で実効性のある研修方法を習得した講師に，これを行わせること。

各学校： これら研修の内実を自校の実情に照らして職員会議等で必ず議論し，教職員間で共有すること。

(3) 教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練

提言3 文部科学省： 学校現場のための CRM 訓練又はそれに類するノン・テクニカル・スキルの訓練手法を開発すること。

教職員や教育委員会関係者の緊急時対応能力をさらに高めるため，想定外の状況やジレンマ状況における行動と意思決定に関する教育訓練手法を研究し，将来的には都道府県・市町村教育委員会がそれを教職員研修に取り入れるよう求めること。

各教育委員会： 上記訓練手法を教職員研修に取り入れること。また，校長，教頭などの管理職に平常時及び緊急時のそれぞれに求められるリーダーシップの教育・訓練を実施すること。

各学校： 教職員間のコミュニケーションを促進し，(職位，年齢，経験などにおいて) 下の者から上の者への意見の表明，間違いの指摘がしやすい職場風土を醸成するとともに，上の者が必要なリーダーシップを発揮できるよう，適切な権威勾配を維持するよう努めること。

迷ったときには子どもの命を何よりも第一に考えた選択肢を選ぶことを教職員間で申し合わせ，その旨を行動指針として折に触れ確認すること。

2 マニュアルの内容、策定方法のあり方

(1) 学校現場における災害対応マニュアルのあり方

提言 4 各学校： 学校の災害対応マニュアルを検討するにあたり，その学校に及ぶであろう災害危険の種類を具体的に想定するなど，学校を取り巻く災害環境を十分に確認した上で，起こり得る災害種別に応じた適切な避難先・避難路・避難方法をあらかじめ定めておくこと。また，その内容を関係者に十分に周知徹底するとともに，実践的な計画であることを防災訓練などを通じて検証し，常に必要な改善を図ること。

教育委員会： 関係機関・専門家との連携体制を構築し，各学校における上記の取り組み（市町村）に対し，必要な専門的知見の提供が可能となるよう，これを支援すること。

(2) 災害対応マニュアル策定・確認体制の充実

提言 5 教育委員会： 例えば下記のような仕組みを構築することにより，各学校の災害対応（市町村）マニュアルの整備状況を幅広い視点から定期的に確認し，その改善につなげるよう学校を指導すること。

- ・各校の学校評価における評価項目として明確な位置づけ
- ・各項のPTA役員会に対する協議の義務づけ
- ・学校同士のピアレビュー（相互評価）の仕組みの導入

3 学校における情報収集の重要性・連絡手段の確保

(1) 学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備

提言 6 市町村： 学校や指定避難場所・避難所に対し，避難等に関する情報を迅速かつ確実に伝達できるよう，以下の対策を講じること。

- ・防災行政無線のほかに，多様な情報手段の確保を図り，情報伝達の信頼性や冗長性を高めること。
- ・防災行政無線の戸別受信機の設置，衛星電話等によるホットライン等により，個別かつ具体的に伝達や指示ができるシステムを確立すること。それらの装備やシステムは，停電や電話回線の輻輳あるいは地震動や浸水にも強いものとするため，非常時の電源確保や設置場所の見直し等を図ること。

(2) 学校からの能動的な情報収集体制の構築

提言 7 各学校： 災害時には自ら情報を取りに行くという意識付けを図り，災害対応マニュアルにもその具体的な方法を明確にしておくこと。

各学校・市町村： 監視カメラや簡易地震計を学校周辺に設置するなどの対策を講じることにより，各学校が洪水や津波あるいは周辺の火災など学校周辺の災害危険の状況をいち早く認識できるようにすること。

各学校・地域： 例えば学校を地域の災害情報拠点として整備し，地域における情報の集約化や共有化が迅速に行えるようにすることなどにより，学校と消防団や自治会長等を含む地域住民との情報連絡体制を構築しておくこと。

4 地域・保護者との連携体制

(1) 学校防災における地域住民・保護者との連携

- 提言 8** 各学校： 保護者や地域組織（町内会・消防団等）と積極的に協議する機会を持ち、学校における防災・危機管理対策に関する具体的連携を図ること。
- 市町村： 学校における防災・危機管理対策について、教職員と地域住民、保護者及び関係機関が連携・協議する場を設け、学校の災害対応マニュアルの確認と（市町村）その改善に向けた検討を進めること。

(2) 教職員の避難所運営への関わり方

- 提言 9** 市町村： 学校が指定避難所となっている場合においても、あらかじめ地域住民で構成される自主防災組織などを育成するとともに、避難所運営計画の策定・避難所運営訓練などを行って、教職員に依存しない、確固とした避難所運営体制を構築すること。
- 教育委員会： この市町村の取り組みに協力するとともに、学校現場における実効性を確認し、必要に応じ市町村の担当部局との連携・調整を図ること。（市町村）

(3) 指定避難所の承諾及び避難所運営に関する学校側の取り組み

- 提言 10** 各学校： 自校が住民の避難所として適当かどうか、協議を図りつつも主体的に判断に関わること。その際、各種災害を想定し、また津波や洪水等の垂直避難を要する緊急避難の場合と、生活（収容）避難を識別すること。さらに、承諾にあたっては、子どもの命・安全の確保を最優先に考え、その上で住民の避難所運営にどのように協力できるかを主体的に検討すること。
- 教育委員会： 地域の指定避難所となっている学校について、災害直後から地域住民が学校へ避難し、また、学校施設内で一定期間の避難所生活を営むことを前提に災害対応マニュアルを策定するよう指導すること。またその際には、子どもが在校中に災害が発生した場合の避難者収容場所を具体的に想定するとともに、避難所生活を送る被災者と子どもが、一定期間、同じ施設を共用しなければならないことを前提に、その空間利用のあり方などを検討すること。

5 防災訓練・防災教育の充実

(1) 災害に対応した避難場所の設定と避難訓練

- 提言 11** 各学校： 考えられる災害を最大限想定し、その災害に対応した避難場所の設定と避難の具体的方法を共有し、その訓練をしておくこと。その際、特に次のような点に配慮すること。
- ・ 海岸及び河川近くの低平地に立地する学校では、一定の強震があり1分以上の長い揺れが生じた場合は、津波発生のおそれが高いことを考え、的確な情報収集を行うとともに、一刻も早く垂直避難を考えなければならないこと。
 - ・ 避難訓練は、子どもが自ら判断・行動する能力の向上を意識し、教職員と認識を共有しつつ、全体として主体的に動くことのできる訓練であること。
- 教育委員会： 各学校が、各種災害に応じた適切な避難訓練をしているか確認し、その（市町村）状況に応じた適切な支援と指導を図ること。

(2) 保護者への引渡しの方とそその訓練の必要性

- 提言 12** 各学校： 子どもの引渡し方法について、災害の状況に対応した具体的方法を保護者と事前に十分協議し、保護者と十分な共通認識を図るとともに、定期的に引渡し訓練を実施すること。またその際、次のような点に配慮すること。
- ・地震発生時に津波の恐れのある場合は、原則として保護者も子どもと一緒に高台に避難するよう促し、子どもを引き渡す場合でも保護者が安全な高台避難を意図している場合に限ること。
 - ・引渡し時は保護者確認が原則であるが、保護者が迎えに来られない場合を想定し、具体的な方策を策定しておくこと。

(3) 避難訓練と防災教育をつなぐ取り組み

- 提言 13** 各学校： 個々の教職員が地震・津波といった自然現象に関する確かな基礎知識と防災意識を持ち、学校近隣の地域環境的状况にも精通し、防災訓練と連動した防災教育を行うこと。その防災教育に際しては、子どもたちが学校にいない場合（休日等で自宅や地域周辺にいたり登下校中などの場合）であっても、瞬時に自分で判断・行動できる知恵を育むことを目指すこと。

6 災害に備えた学校の立地・設計

(1) 防災・安全面を考慮した学校の立地

- 提言 14** 文部科学省： 子どもの安全や防災上、学校に適した立地の基準をより具体的に規定すること。
- 学校設置者： 上記の基準に関わらず、沿岸・沿川部の学校の立地にあたっては、津波や風水害を意識した立地条件を考慮すること。また、学校を高台に建設することが困難な場合でも、近隣に避難する高台がある場所を選定し、高台までの避難路を確保すること。

(2) 校舎設計における防災・安全面への配慮

- 提言 15** 学校設置者： 学校の校舎等の設計に際して、地域の災害環境を十分に考慮し、起こり得る災害の種類別に危険性を考えて、これを校舎設計に反映すること。とりわけ、沿岸部で低平地に立地する学校では、その規模等のみから階高を検討をするのではなく、垂直避難の可能性を十分に考慮して、安全を確保できる高さの校舎とすることを検討すること。

7 ハザードマップ（災害想定）に関する正しい理解の促進

（１）低頻度巨大災害の危険性の正しい認識

提言 16 市町村： これまで作成した，又は今後作成するハザードマップについて，その作成過程を見直すとともに，地域の地勢や地形などに即して具体的に検証すること。また，ハザードマップの内容が「安心情報」にならないよう，その正しい理解のための啓発と広報に努めること。さらに，ハザードマップを活用した地区ごとの避難計画を，住民参加のもとで作成すること。

住 民： そうしたハザードマップを自ら確認し，より詳細な手作りのマップを作成するなど，地域の危険性を具体的に認識するように努めること。

各学校： そのハザードマップと自校の立地条件（海岸部・河口・川等からの距離や海拔）を照合し，独自の避難マップを作るなど防災に努めること。

（２）リスクコミュニケーションにおける専門家の役割

提言 17 専門家： 災害の危険性について住民が正しく理解できるよう，積極的な情報発信やコミュニケーションに努めること。

8 市町村防災部門の災害対応のあり方

（１）避難所と避難場所のあり方の見直し

提言 18 市町村： 災害時の住民の安全を確保する責任を負うという立場から，いわゆる避難所の指定に際し，以下の配慮をすること。

- ・ 緊急避難場所と収容避難所とを明確に区別して指定や整備すること。
- ・ 緊急避難場所と収容避難所の区別を明確にして周知を図ること。
- ・ 特に緊急避難場所の指定に際しては，災害種別ごとにその安全性を十分に検討すること。
- ・ 緊急避難場所と収容避難所に対しては，行政として責任を持って情報提供を行うため，情報伝達手段・伝達経路などをあらかじめ整備すること。

（２）住民や重要施設への情報提供のあり方の見直し

提言 19 市町村： 災害時における学校や住民等への適確な情報伝達を確実なものとするため，以下の対策を講じること。

- ・ 災害時の広報内容について，事前に十分に検討し，その改善を図るとともに，広報手段の多様化や耐災化を図ること。
- ・ 行政機関相互の緊急時の情報連絡のシステム，行政と学校や地域とをつなぐ災害情報伝達システムの整備を図ること。また，それらのシステムが適切に機能するよう，その維持管理に努めるとともに，日頃から関係職員に対して研修・訓練を重ねること。

2 適切な事後対応のための対策に関する提言

1 事故対策本部機能のあり方

提言 20 市町村： 学校が被災した場合、その被災の程度に応じた事故対策本部を設置し、被害状況の把握、学校経営への支援、被災者・遺族の要望の把握などの活動を速やかに展開できる体制がとれるよう、あらかじめその計画を定めておくこと。

2 被災者・遺族支援のあり方

提言 21 文部科学省： 事後対応における適切な取り組みを実現するため、あらかじめ学校事故・災害の被災者・遺族支援に関するガイドラインを策定すること。
教育委員会： 上記ガイドラインを参考に、教育委員会及び各校の災害対応マニュアルの中において事故・災害後の事後対応に関する計画を具体的に定める各学校 こと。

3 事故調査・検証のあり方

1 子どもに対する聴き取り等における配慮

提言 22 各学校： 学校内の事故・災害等によって生じた人的被害について、その事実経緯や原因の調査のために、子どもから聴き取りを行う場合に備え、あらかじめそのあり方を検討し、必要な計画を立てるとともに、専門家との連携方法、聴き取り担当者の教育・訓練などを実施しておくこと。

2 調査・検証のあり方

提言 23 文部科学省： 学校内で事故が発生した場合に備え、事故調査・検証のためのガイドラインを作成すること。そのガイドラインでは、調査・検証を行う主体に関する判断（当該学校か、第三者機関か）、一般的な調査・検証の進め方、子どもをはじめ当事者に対する聴き取り時の配慮、情報管理のあり方（原則として聴き取りの際には録音をすること、メモ類は廃棄しないこと、聴き取りの録取書の公開の是非）などについてできる限り分かりやすく記載すること。

3 調査・検証における透明性の確保

提言 24 今後、事故調査を行う者は、事故調査活動において、会議をどの程度まで公開するかについて、調査の対象となる事故の種類、被害の状況、関係者の範囲などに鑑みて、慎重に判断すること。